

## 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

母子家庭等対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年には母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）が成立し、自立・就業に主眼を置いて、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しているところである。

また、平成18年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議において、再チャレンジ支援総合プランが決定されたほか、今般、新たに母子家庭の就労移行に関する5年後の具体的な目標設定などを含む「成長力底上げ戦略」がスタートしたところである。（資料1（5頁））

平成19年度においては、こうした状況を踏まえるとともに、特別措置法が最終年度を迎えることもあり、下記のとおり、就業支援をはじめとして、自立支援対策の強化を図っていくこととしており、各自治体におかれても、従前以上の強力な取組をお願いしたい。

### （子育て・生活支援）

- ①新たに母子生活支援施設等を退所する母子家庭等のための身元保証人確保対策事業の創設

### （就業支援）

- ②母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開
- ③母子自立支援プログラム策定事業や母子家庭自立支援給付金事業の実施自治体の拡充
- ④母子家庭の母が在宅就業の機会を得るための支援事業の創設
- ⑤母子家庭の母を積極的に雇用する民間企業に対する法人からの寄付金について、税制上の優遇措置の創設

### （養育費の確保）

- ⑥養育費取り決め等に関する困難事例への対応等を行う「養育費相談・支援センター」の創設
- ⑦母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の設置

## （1）母子家庭の就業支援対策の強化について

### ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業について

母子家庭等就業・自立支援センター事業については、中核市による事業の実施が懸案となっていたが、平成19年度においては、都道府県と

の共同設置や、都道府県による代行実施等を含め、全国でセンター事業によるサービスの提供体制が整う予定である。今後は、各地の好事例を参考としつつ、地域の実情に合った取組の強化を図ることにより、就職実績等の向上に力を入れていただきたい。（資料2（7頁）、資料3（8頁））

#### イ 母子自立支援プログラム策定事業について

本年度から全国展開している母子自立支援プログラム策定事業については、個々の母子家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行う上で極めて有効な事業となっており、昨年4月から12月までの8か月の間に、資料4（11頁）のように新たな就職や転職が可能となるなど成果が上がっているところである。未実施の自治体においては、早急に事業をスタートするとともに、広域的な対応が適当な地域においては共同実施を検討されたい。

なお、事業実施に当たっては、新たに母子自立支援プログラム策定員を設置する方法のほか、母子自立支援員等との兼務など地域の実情に適した方法を採用することにより、平成19年度中に、すべての対象自治体において試行的な形ででも実施するよう検討されたい。

については、各自治体において事業開始が容易となるように、母子自立支援プログラム策定員の設置要綱を見直すとともに、平成19年度の補助金交付については、従前の仕組みを改め、プログラム策定件数に応じた交付方式を導入することを予定している。詳細については、3月の担当者会議の場でお示ししたいと考えている。

また、事業実施に当たっては、児童扶養手当の申請時や現況届提出時等の機会を捉えて事業の紹介を行う、母子家庭の便宜を考慮し、週末・夜間に相談援助を行う、事業の目標値をハローワークと共有するなど、効果を上げるための工夫が重要である。資料5（12頁）は、現在、既に本事業に取り組んでいる自治体の好事例であり、こうした取組などを参考にしつつ、各自治体ごとに、プログラム策定数などの目標値を定め、事業実績の向上に向けて計画的な取組を進められたい。

#### （2）平成19年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業等を対象として、実施するものであり、平成19年度においては、資料6（16頁）の要綱（案）に基づき実施する予定である。各自治体におかれては、企業の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

### (3) 養育費相談・支援センター事業について

平成19年度より、国においては、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談・支援センター」を創設することとしている。

あわせて、養育費の取得率の向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターに、平成19年10月より、養育費専門の相談員を配置することとしているが、その選任に当たっては、家庭裁判所の調査官OB等の活用を検討するほか、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも差し支えないものとする。

なお、養育費の相談は、離婚後のみならず離婚前の段階で実施することが適当な場合も多いことから、離婚前の者を対象とした相談についても積極的に取り組んでいただきたい。

資料3(10頁)は、母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費の取り決めや離婚相談等の特別相談に関する好事例であり、今後の事業実施に当たっての参考とされたい。

また、「養育費相談・支援センター」においては、養育費相談・支援に関する研修を平成19年9月を目途に実施する予定なので、新たに配置する養育費専門相談員や養育費の相談に従事する母子自立支援員等の積極的な参加をお願いしたい。

### (4) 母子寡婦福祉貸付金の償還率の改善について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

平成19年度予算(案)については、償還率の向上が図られることを前提とし、対前年度3千万円の減額となったところであるので、各自治体においては、他の自治体の取組事例(資料7(20頁)、資料8(21頁))も参考にしながら、地域の実情を踏まえ、具体的な目標を設定するなど計画的な取組を行い、償還率の向上に努めていただくようお願いする。

### (5) 児童扶養手当について

#### ア 児童扶養手当の手当額について

平成18年の消費者物価指数の実績値は0.3%である。現在の手当額は、物価スライド規定どおりに計算した額に比べ1.7%かさ上げされているため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定に基づき、その解消を図るため、手当額につ

いては据え置きとされる予定である。

#### 手当額

	(平成18年度)		(平成19年度)
全部支給 (月額)	41,720 円	→	据え置き
一部支給 (月額)	41,710 円	→	据え置き
	～ 9,850 円		

#### イ 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月施行予定の児童扶養手当の一部支給停止については、今後、①一部支給停止の対象外とする者の範囲、②支給停止する額について、政令を定める作業を進めることとしている。具体的な作業は、現在調査中の全国母子世帯等調査、児童扶養手当受給状況調査の結果を含め、各種関連データを収集分析するとともに、改正法の附帯決議の趣旨を踏まえ検討を進めることとしており、平成20年度予算編成の過程で結論を得ることになると考えている。